

株式会社ミホン

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ミホンと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 見本の作成および販売
- (2) 前号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区見本1-2-3に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告によって行う。ただし、法律又はやむを得ない事由により電子公告を行うことができないときは官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。
2 前項の承認を行わない場合、代表取締役は指定買取人を指定することができる。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 当社の株式を取得した者が株主名簿への記載又は記録を請求するには、当社所定の請求書に取得者及び株主名簿に記載若しくは記録された株主又はその相続人その他の一般承継人が記名押印して提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければ

ならない。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。
届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、2週間前までにその日を公告し、代表取締役の決定により、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集時期)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集する。

(議長)

第16条 株主総会の議長は社長たる代表取締役がこれに当たる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役の決定であらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

3 取締役全員に事故があるときは、当該株主総会において議長を選出する。

(招集手続きの省略)

第17条 株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第18条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、特別決議に従う。

(決議の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

第22条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期はその選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第24条 取締役の互選により代表取締役1名を定める。

2 代表取締役は、社長とし、当社を代表する。

3 当社の業務は、専ら取締役社長が執行する。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第25条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第26条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

(配当の除斥期間)

第28条 剰余金の配当が、その支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して出資される財産の価額)

第29条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金1000万円とする。

(設立後の資本金の額)

第30条 当社の成立後の資本金の額は、金1000万円とする。

(最初の事業年度)

第31条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成〇〇年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第32条 当会社の設立時の役員は次の通りとする。

設立時取締役 見本太郎
住所 東京都港区見本 1-2-3

設立時取締役 見本次郎
住所 東京都新宿区見本 1-2-3

設立時取締役 見本三郎
住所 東京区渋谷区見本 1-2-3

(発起人の氏名、住所等)

第33条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

住所 東京都港区見本 1-2-3
氏名 見本太郎 40株 金400万円

住所 東京都新宿区見本 1-2-3
氏名 見本次郎 30株 金300万円

住所 東京区渋谷区見本 1-2-3
氏名 見本三郎 30株 金300万円

(法令の準拠)

第34条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社ミホン の設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発起人 見本太郎 (実印)

発起人 見本次郎 (実印)

発起人 見本三郎 (実印)